

第11章 薬局の機能強化等推進対策

第1節 薬局の機能推進対策

【基本計画】

- 薬局が「医療提供施設」として位置づけられたことから、地域における医療連携体制の中で、調剤を中心とした医薬品等の提供拠点の役割をこれまで以上に担う必要があります。
- 薬局による薬局機能に関する情報の積極的開示の推進を図っていきます。
- 薬局における安全管理体制等の整備の推進を図っていきます。
- 薬事法改正による新たな医薬品販売制度に基づき、一般用医薬品が適正に選択され、正しく使用されるよう情報提供と相談体制の向上を図ります。

【現状と課題】

現 状

- 医薬品に関する副作用・有効性等の消費者からの相談が多様化しています。
- 適切な情報提供及び相談応需のための配慮が十分でない薬局があります。
- 地域に密着した「かかりつけ薬局」の普及が十分ではありません。
- 薬局における安全管理指針及び医薬品安全使用・管理のための業務手順書が作成されていますが、従業者に対する周知徹底が図られていない例があります。
- 薬局のうち麻薬小売業の許可を取得しているのは約6割で、十分ではありません。
- 在宅医療に関わる薬局の環境整備が十分ではありません。
- 平成21年4月、愛知県から薬局開設許可等の権限が移譲され、名古屋市が薬局等の許可及び監視指導を実施しています。

課 題

- 相談機能や服薬指導などの薬局機能の充実を図る必要があります。
- 患者さんのプライバシーの確保を図るとともに、薬剤師名札の着用などにより薬剤師であることが住民から明確に識別できるようにする必要があります。
- 「かかりつけ薬局」の意義・有効性についての普及を図る必要があります。
- 業務手順書等を従事者に周知徹底して安全管理体制の整備を図る必要があります。
- 終末医療への貢献として、麻薬小売業許可を取得し、医療用麻薬の供給をし易い環境整備が必要です。
- 在宅医療を行う医療機関や訪問看護ステーション・居宅介護支援所等との連携のもと、訪問薬剤管理指導業務・居宅療養管理指導業務を通じて在宅医療に積極的に取り組む必要があります。
- 平成21年6月に施行された改正薬事法に基づく新たな医薬品販売制度への対応が必要となります。

【今後の方策】

- 医療計画に基づいた医療連携体制へ薬局が積極的に参画するよう支援していきます。
- 医薬品市販後安全対策の一つとして、薬局から国への副作用情報等の報告を推進し、住民からの情報収集とともに、関係機関への情報提供に努めます。
- 安全管理指針及び安全使用・管理のための業務手順書の作成を支援して、薬局の資質の向上を図るとともに安全管理体制を構築していきます。
- 薬局における患者・消費者のプライバシーが確保される相談の環境整備の促進を図っていきます。

- 公衆衛生・地域医療の拠点となる「かかりつけ薬局」を育成し、住民への普及、定着を図ります。
- 住民向け講習会や「お薬手帳」などにより、医薬品の適正使用に関する啓発活動に積極的に取り組みます。
- 名古屋市薬剤師会の医薬品等に関する相談啓発事業の運営を支援していきます。
- 終末医療への貢献として、在宅医療への取組み等を支援します。
- 後発医薬品の適正使用及び理解の向上を図っていきます。

第2節 医薬分業の推進対策

【基本計画】

- 医薬品の適正使用及び安全性の確保を図るとともに、服薬指導や薬歴管理により医薬品の相互作用及び重複投薬による副作用の防止のため、「かかりつけ薬局」の育成によるより質の高い医薬分業を推進します。
- 当医療圏の医薬分業は「愛知県医薬分業推進基本方針」に基づき、医師会、歯科医師会、薬剤師会等関係機関と相互に連携して推進します。

【現状と課題】

現 状

- 当医療圏の平成21年3月の医薬分業率(院外処方せん受取率)は51.5%で、県下全医療圏(53.7%)とほぼ同程度になっています。
- 名古屋市立病院は平成10年から原則院外処方せん発行とし、その他の病院でも院外処方せん発行が順調に進展しています。
- 当医療圏の医療機関数、保険薬局数及び院外処方せん取扱い状況は次のとおりです。

表11-2-1 市内の医薬分業の状況

	全施設数	取扱いあり		前年同期(%)
		施設数	%	
病院	134	74	55.2	54.8
診療所	1,976	759	38.4	39.8
歯科	1,423	212	14.9	17.5
保険薬局	999	894	89.5	90.2

資料:

[全施設数] 病院名簿(愛知県健康福祉部)
平成20年10月1日現在
保険薬局数は平成21年3月社会保険基金調べ
[院外処方せん取扱い施設数]
平成21年3月社会保険基金・国保連合会調べ

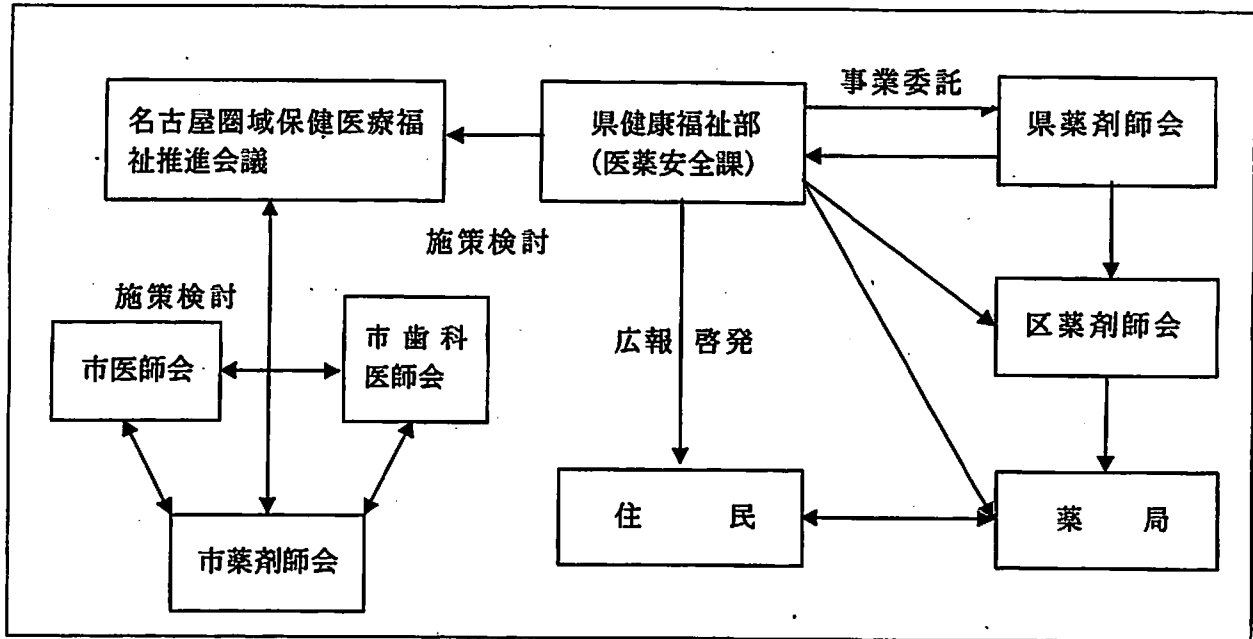
課 題

- 医薬分業の必要性やメリットについて住民に啓発する必要があります。
- 調剤過誤等、医薬分業における事故の防止対策が必要です。
- 薬剤師の資質向上が必要です。
- 院外処方せんの発行及び受入れについては、医療機関と薬局との相互理解のもとに、地域の実情にあった対策が必要です。

【今後の方策】

- 医薬分業の必要性やメリットが住民に十分理解されるよう、調剤過誤の防止等を含めたより質の高い医薬分業を推進します。
- 医薬分業をはじめ公衆衛生・地域医療の拠点となる「かかりつけ薬局」を育成し、住民に普及、定着を図ります。

図11-2-① 医薬分業推進対策の体系図



【医薬分業推進対策体系図の説明】

- 名古屋市医師会、名古屋市歯科医師会、名古屋市薬剤師会等で構成する名古屋圏域保健医療福祉推進会議を開催し、当医療圏における医薬分業の推進のための施策を検討します。

【県において実施されている施策】

- かかりつけ薬局の育成
 - ・ 薬局業務運営ガイドラインの周知・普及
 - ・ 基準薬局制度を活用した薬局の資質向上
 - ・ 調剤用医薬品の備蓄体制及び夜間を含めた処方せん受入れ体制の整備促進
- 調剤過誤等の防止対策
 - ・ 薬局で発生した調剤過誤等の不適切な事例を収集し、原因の究明、防止対策の検討、薬局薬剤師への周知徹底等を実施
- 薬剤師の研修体制の充実
 - ・ 上記調剤過誤対策をはじめ、調剤、服薬指導等に関する研修の充実
 - ・ 薬事情報センターの運営補助
- 医薬分業に関する知識の普及啓発
 - ・ 「薬と健康の週間」における広報啓発
 - ・ 薬事教育普及事業の補助
 - ・ その他、医薬分業を正しく理解するための、住民（患者）及び関係者に対する啓発

【基本計画】

- 医療の安全と住民の医療に対する信頼を高めるための施策を実施します。

【現状と課題】

現 状

1 名古屋市医療安全相談窓口

- 本市では、医療に関する苦情や相談に対応するため、平成16年6月1日に名古屋市医療安全相談窓口を設置しました。同窓口には、主査（医療安全確保）、事務職、看護師各1名を配置して、
 - ①医療に関する患者・家族等の苦情・心配や相談に迅速に対応し、医療の安全と信頼を高める、
 - ②医療機関に患者の相談等の情報を提供することを通じて、医療機関における患者サービスの向上を図るための施策を実施しています。

2 相談件数・内容等

- 平成18年度からの3年間の相談件数の推移は表12-1のとおりです。
- 相談1回あたりの所要時間は下記のとおりとなっています。

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
相談件数	1,014件	1,161件	1,141件
1回当り 平均相談時間	18.2分	16.9分	14.2分

- 月ごとに相談件数、相談時間、相談内容の種類別件数を集計し、名古屋市医師会に情報提供しています。
- 専門的な相談について、愛知県医師会、愛知県弁護士会等と連携しています。

3 名古屋市医療安全推進協議会

- 名古屋市医療安全相談窓口の運営方針及び業務内容の検討、相談事例の分析及び解決困難事例への指導・助言を行う名古屋市医療安全推進協議会を設置しています。
協議会は、医療サービス利用者、医療関係団体の代表、弁護士等有識者からなる委員7名以内にて構成されています。

【今後の方策】

- 相談事例を集積し、医療機関に情報提供するため、愛知県医療安全支援センター及び愛知県医師会苦情相談センターと協力していきます。
- 必要に応じて、保健所と連携し、立入検査等を実施していきます。
- 専門的な相談に対応するため、関係機関との一層の連携を進めます。

課 題

- 相談事例の分析
収集された相談事例を安全対策に活用するためには、事例を分析する必要があります。
- 専門的な内容に対する対応
診療内容に関する事項、医療事故かどうかの判断など、当相談窓口では対応できない相談があります。
- 医療機関への相談事例等の情報提供
収集した相談事例の情報を医療機関に提供していくことが必要となります。

図12-① 医療安全相談体制の体系図

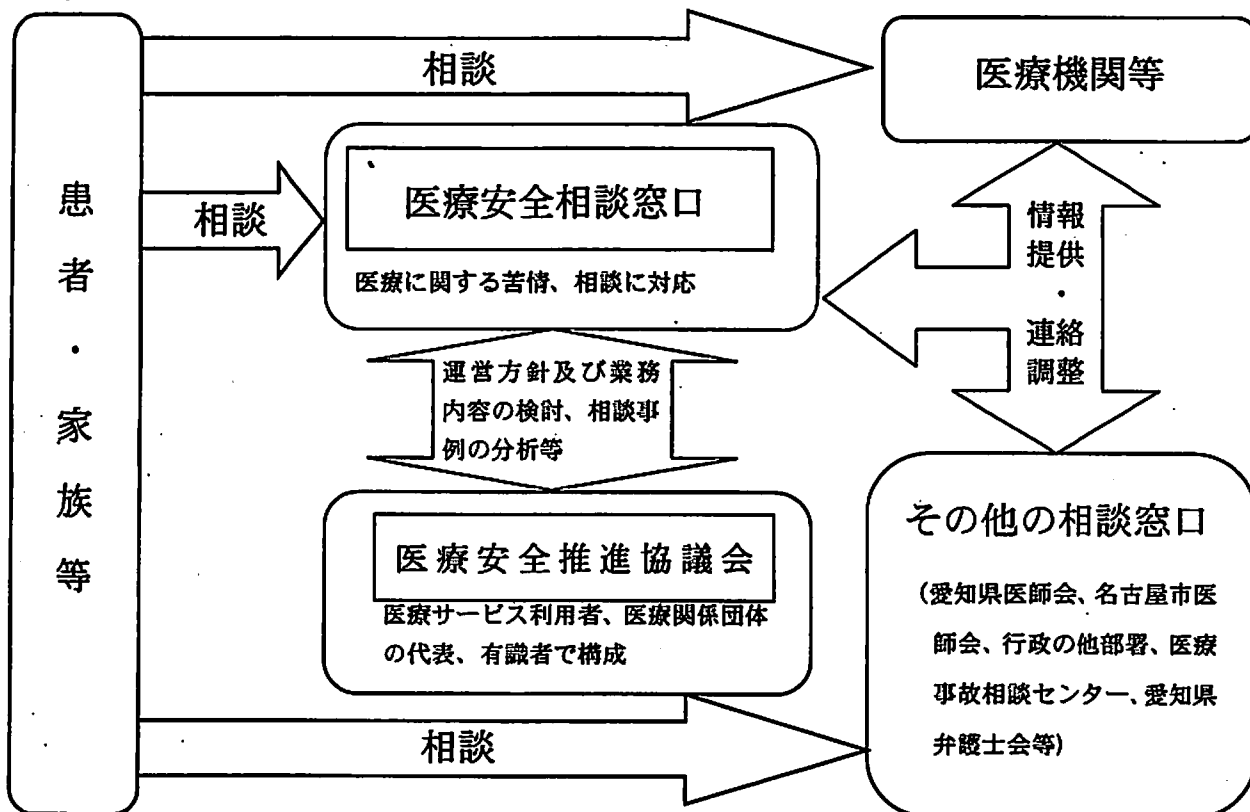


表12-1 相談種類別件数

区 分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合
1. 診療内容	240	20.0%	249	19.2%	328	26.3%
2. 説明不足	49	4.1%	38	2.9%	40	3.2%
3. 職員の対応等	138	11.5%	145	11.2%	124	9.9%
4. 医療費	110	9.2%	146	11.3%	104	8.3%
5. 医療機関の照会	112	9.3%	156	12.0%	162	13.0%
6. 投薬・処方等	57	4.7%	67	5.2%	44	3.5%
7. 診療拒否	13	1.1%	14	1.1%	1	0.1%
8. 医療事故	46	3.8%	53	4.1%	23	1.8%
9. カルテの内容及びカルテ開示	9	0.7%	12	0.9%	3	0.2%
10. 院内感染	1	0.1%	2	0.2%	5	0.4%
11. 衛生・構造不備	7	0.6%	1	0.1%	13	1.0%
12. 無資格者の従事	36	3.0%	13	1.0%	13	1.0%
13. 広告	84	7.0%	95	7.3%	96	7.7%
14. セカンドオピニオン	3	0.2%	4	0.3%	6	0.5%
15. 健康相談	18	1.5%	15	1.2%	10	0.8%
16. その他(苦情)	83	6.9%	60	4.6%	73	5.9%
17. その他(相談)	195	16.2%	226	17.4%	202	16.2%
合 計	1201	100.0%	1296	100.0%	1247	100.0%

注：1回の相談で複数内容の相談もあるため合計と相談件数(前頁)は一致しない。

【基本計画】

- 新たな感染症や毒劇物による事故など、近い将来に発生が予想されている健康危機のみならず、原因の特定が困難な健康危機事例にも対応できる体制の整備を図ります。
- 医療機関を始め関係機関との連携を強化し、健康危機の発生を未然に防止できるよう平時における情報収集及び情報分析の体制整備を図ります。
- 保健所や衛生研究所の職員の研修・訓練を実施し、職員の資質向上と組織の機能強化を図ります。
- 有事の際の関係機関との連携を確実なものとし、広域的な支援体制の充実強化を図ります。

【現状と課題】

現 状

1 健康危機管理体制の整備

- 名古屋市健康危機管理調整会議を設置し、情報の共有化、迅速かつ適切な健康危機管理を行うための円滑な調整を図ります。
また、新型インフルエンザに対応するため、発生段階に応じ「新型インフルエンザ対策準備本部」「新型インフルエンザ対策本部」を設置し健康危機管理に努めています。
- 関係機関と危機管理体制の整備、連絡網の作成を行っています。
- 広域的な連携体制を確保するため、東海北陸ブロック健康危機管理連絡協議会における相互支援に関する協定を平成18年12月に締結しています。
- 健康危機管理マニュアルを作成し、関係機関に配備しています。
- 衛生研究所には、有事に、迅速かつ精確に原因物質の分析・特定を行うための体制を整備しています。
- 非常時に迅速な対応が可能となるよう夜間・休日等にも対応できる連絡体制を整備しています。

2 平時の対応

- 各種規制法令に基づき通常の監視指導を行っています。
- 発生が予測される健康危機については、個別の対応マニュアルを整備しています。

3 有事の対応

- 健康被害の程度等を勘案し、対策を強化する必要があるとき等は、健康危機管理調整会議を健康危機管理対策本部に切り替え設置します。
- 被害の状況を把握し、被害を受けた方に対する医療提供体制の確保を図っています。
- 社会的混乱及び被害の拡大の防止等を図るため、広く市民に対し、正確な情報を迅速に提供

課 題

- 危機管理体制の整備では、常に組織等の変更に留意し、逐次見直し、有事に機能できる体制の整備が必要です。
- 職員の研修・訓練を実施することにより、マニュアルの実効性を検討し、見直しを図る必要があります。
- 原因究明に関わる検査機関（保健所、衛生研究所等）の連携の充実を図る必要があります。
- 監視指導体制、連絡体制について、常に実効性のあるものであることを確認する必要があります。
- 複数の原因を想定した対応ができる体制づくりが必要です。
- 情報の一元化に努める必要があります。
- 情報の取り扱い、援助の実施にあたってはプライバシーへの配慮を十分に行う必要があります。

することに努めます。

- 新型インフルエンザについては、名古屋医療圏として対応を図るため、平成21年9月に「名古屋医療圏新型インフルエンザ対策会議」を設置し、関係機関と協議を行っています。

4 事後の対応

- 健康診断、健康相談を実施します。
- PTSDのおそれのある市民の早期発見に努め、治療及び相談を早期に実施する体制を確保します。
- 有事の対応状況を評価するための調査研究を実施する体制が、整備されていません。
- 調査研究体制の充実が必要です。

【今後の方策】

- 健康福祉局は、日頃から関係機関との連携を密にし、情報連絡体制の構築を図るとともに訓練を実施するなどして不測の事態が発生した場合に迅速に対応できる体制を整えます。
- 保健所は、区内の関係機関と連携を図りながら、健康危機の発生防止に努めるほか、発生時における情報の収集及び提供、発生後の対応など地域保健の専門的、技術的かつ広域拠点として健康危機管理において中核的な役割を担います。

健康危機管理関係機関関係図

